

物品調達標準契約書

- 1 調達件名 [調達件名を転記]
- 2 調達物品 [品名、規格、数量を転記]
- 3 契約種類 [請負契約・売買契約]
- 4 契約種別 [総価契約・単価契約・複数単価契約]
- 5 納入期限 平成 年 月 日(から平成 年 月 日まで)
(契約期間)
- 6 納入場所 [納入場所を転記]
- 7 契約代金 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
単価契約の場合は、「[品名] [単位] 当たり金 円」とする。
- 8 契約保証金 金 円とする。
予算執行者があらかじめ契約保証金の納付を免除とした場合は、「金 円とし、
その納付は免除する。」とする。
- 9 支払条件 見積公告に特段の定めがある場合を除き次のとおりとする。
「発注者は、この契約による債務の履行を完了したときに受注者からの請求により契約代金の支払いを行う。なお、契約種別が単価契約又は複数単価契約の場合は、月毎に分割して請求することができる。」

上記の調達について、発注者と受注者は、各々の対等な立場による合意に基づいて、別添の条項によって契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 [予算執行者]

受注者

(総則)

第1条 発注者(以下「甲」という。)と受注者(以下「乙」という。)は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

- 乙は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- この契約に定める請求、通知及び解除は、書面により行わなければならない。
- この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書(設計図書)に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- この契約書及び仕様書(設計図書)における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約保証金)

第2条 甲が、契約保証金の納入を要するとした場合において、乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、保証の種類が第3号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保の提供。なお、当該担保の種類及び価額は次表のとおりとする。

区分	種類	価額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特殊法人登記令(昭和39年政令第28号)第1項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額(当該手形の満期の日が契約日の翌日以後の日であるときは、契約日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に必ずる金額)
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証	金融機関の保証する金額

(3) 保険会社との間に長野県を被保険者とする履行保証保険契約の締結及び保険証券の寄託

- 前項第1号及び第2号の規定に係る契約保証金の額又は担保の価額は、契約代金(契約種別が単価契約又は複数単価契約の場合にあっては、各契約単価に予定数量を乗じた額(その額に1円未満の端数がある場合は、契約単価ごとにその端数を切り捨てた額)の合計額)の10分の1以上としなければならない。
- 第1項の規定により、乙が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げた保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 第1項により納付した契約保証金又は契約保証金に代わる担保は、乙がこの契約による債務の履行が完了したとき、又は、返還する理由が生じたときは、甲は、速やかに契約保証金又はその担保を返還するものとする。
- 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(納入及び検査)

第3条 甲は、調達物品の納入があったときは、10日以内に乙の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引渡しを受けるものとする。

- 乙は、前項の規定による検査の結果不合格となった調達物品について、甲の指定する日までに再度納入をし、検査を受けなければならない。
- 前2項の規定による検査に要する費用は乙の負担とする。

(代金の支払)

第4条 乙は、前条の規定により調達物品の引渡しを行った後、支払条件に基づき、支払請求書を作成し甲に提出するものとする。なお、契約種別が単価契約又は複数単価契約の場合にあっては、調達物品ごとの契約単価に前条の規定により引渡しした当該調達物品の数量を乗じた額(その額に1円未満の端数がある場合は、契約単価ごとにその端数を切り捨てた額)の合計額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に代金を支払うものとする。

3 甲が、その責に帰すべき事由により、前条第1項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、前項に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、前項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第5条 第2条の規定による引渡し前に生じた調達物品の亡失又はき損による損害は、乙の負担とする。

(瑕疵担保)

第6条 乙は、調達物品の引渡し後1年間に、当該調達物品に隠れた瑕疵が発見されたときは、甲の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第7条 乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、甲が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第8条 契約種別が単価契約又は複数単価契約の場合において、経済状況の激変により、契約内容が著しく不適当となったときは、甲乙協議のうえ、契約内容を変更することができるものとする。

2 契約種類が請負契約の場合において、甲が必要と認めるときは、製造物の仕様等の請負内容を変更することができる。この場合において、必要があると認められるときは、甲乙協議の上、請負代金、納入期限その他契約内容を変更するものとする。

3 甲は、第2項の変更により乙に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(著作権)

第9条 この契約により生じる著作権は甲に帰属するものとし、乙は著作権者人格権を行使しないものとする。

(契約解除)

第10条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 乙が、その責に帰すべき事由により、履行期限内に調達物品を納入しないとき又は納入することができないと明らかに認められるとき。

(2) 前号の場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第11条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条第7項の規定による確定又は第65条若しくは第67条第1項の規定による審決(同法第67条第2項による該当する事実がなかったと認める場合の審決を除く。)が確定したとき(独占禁止法第77条の規定により、この審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。)

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第50条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令が同法第50条第5項の規定により、確定したとき。

(3) 乙が、公正取引委員会が乙に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は同法第198条による刑が確定したとき。

(債務不履行の損害賠償)

第12条 乙は、その責に帰すべき事由により、履行期限内に調達物品を納入することができないときは、当該期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、当該発注に係る代金に対し年[政府調達の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年12月12日法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。)第8条第1項の規定により定められた率]%の割合で計算した額の遅延損害金を甲に支払わなければならない。

2 甲は、その責に帰すべき事由により、第4条第2項に規定する期限までに契約代金を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、契約代金に対し年[支払遅延防止法第8条第1項の規定により定められた率]%の割合で計算した額の遅延利息を乙に支払わなければならない。

3 乙は、第6条の場合において、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

4 乙は、第10条及び前条の規定により契約が解除されたときは、契約保証金の額に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

5 甲は、前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

6 乙は、第1項又は第4項の場合において、甲の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第13条 乙は、第11条の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の2に相当する額を賠償金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条の第1号から第3号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売であるとき、その他甲が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。